

部(局)課(室)長
企業局課長 様
教育委員会事務局課長

人権・男女共同参画課長
コンプライアンス・行政経営課長

審議会等委員の男女共同参画促進及び審議会等の設置、委員改選等を行う
場合の事前協議について(通知)

県の審議会等委員の男女共同参画促進につきましては、「審議会等の設置及び運営に関する指針」(平成14年1月18日付け人第206号総務部長通知。以下指針という)に基づき、事前協議を行うなど、かねてよりご配慮いただいているところです。

「第5次長野県男女共同参画計画」(令和3年6月策定)においては、令和7年度末まで「女性委員の割合の維持(40~60%)」及び「女性委員の占める割合が20%未満の審議会数の減(ゼロ)」を全庁的な取組目標に設定していますが、女性委員の割合は、令和3年4月現在38.9%(前年度比3.5%減)、女性委員の割合が20%未満の審議会数は10(前年度比4増)となっており、目標達成に向けて大変厳しい状況です。

つきましては、上記の目標達成に向けて、指針第8の規定による審議会等の設置、委員改選等を行う場合の事前協議の実施方法を下記のとおりとしますので、ご了知願います。

事前協議が行われないケースが散見されますので、必ず協議を行うようお願いいたします。

記

- 1 対象
指針第2の規定による附属機関及び懇談会等(配下に設置する部会、専門部会等は除く)
- 2 時期
審議会等の設置及び委員改選等に際し、人選の方針が概ね確定し、対象者に就任等の内諾を得る前又は団体に推薦を依頼する前
- 3 実施方法
 - (1) 提出資料
 - ・ 審議会等のチェックリスト(様式1) 【新様式に改訂】
 - ・ 審議会等委員への女性の登用に関するチェックリスト 【新様式に改訂】
 - ※女性委員の登用見込みが40%未満又は60%を超過する場合のみ提出(別紙「対応フロー」参照)
 - ・ 審議会等の設置根拠(法令、条例、規則、要綱等)
 - ・ 新旧委員名簿
 - ・ その他審議会等の概要資料
 - (2) 資料提出先
人権・男女共同参画課(jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp)及びコンプライアンス・行政経営課(comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp)へメールにて提出

(3) ヒアリング及び意見交換

①人権・男女共同参画課

- ・女性委員の登用見込みが 40%未満又は 60%を超過する場合

人権・男女共同参画課において、以下を実施。

- 〔・女性委員の割合が目標範囲外の理由について聞き取り
・次期改選に向けた（または中長期的な）対応策について意見交換〕

- ・女性委員の登用見込みが 20%未満の場合

県民文化部参事（男女共同参画推進担当）によるヒアリング及び意見交換を実施。

- ・当初、女性委員の登用見込みが 40%～60%の範囲内であったが、選任を進める過程で 40%未満又は 60%を超過することが明らかになった場合

ヒアリング及び意見交換を実施しますので、速やかに「審議会等委員への女性の登用に関するチェックリスト」を人権・男女共同参画課へ提出してください。別紙「対応フロー」参照)

②コンプライアンス・行政経営課

- ・新規設置の場合

- ・その他コンプライアンス・行政経営課において、ヒアリング及び意見交換実施が必要と判断した場合

※ヒアリング及び意見交換の結果を踏まえ、担当課に両課からそれぞれ必要な取組を依頼します。

4 その他

事前協議資料を提出した全ての審議会等において、委員を任命後、確定した委員名簿を人権・男女共同参画課（jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp）へメールにて提出してください。

なお、女性委員の割合が目標範囲外となった場合は、審議会等の名称等を人権・男女共同参画課のホームページにて公表しますので、ご承知おきください。